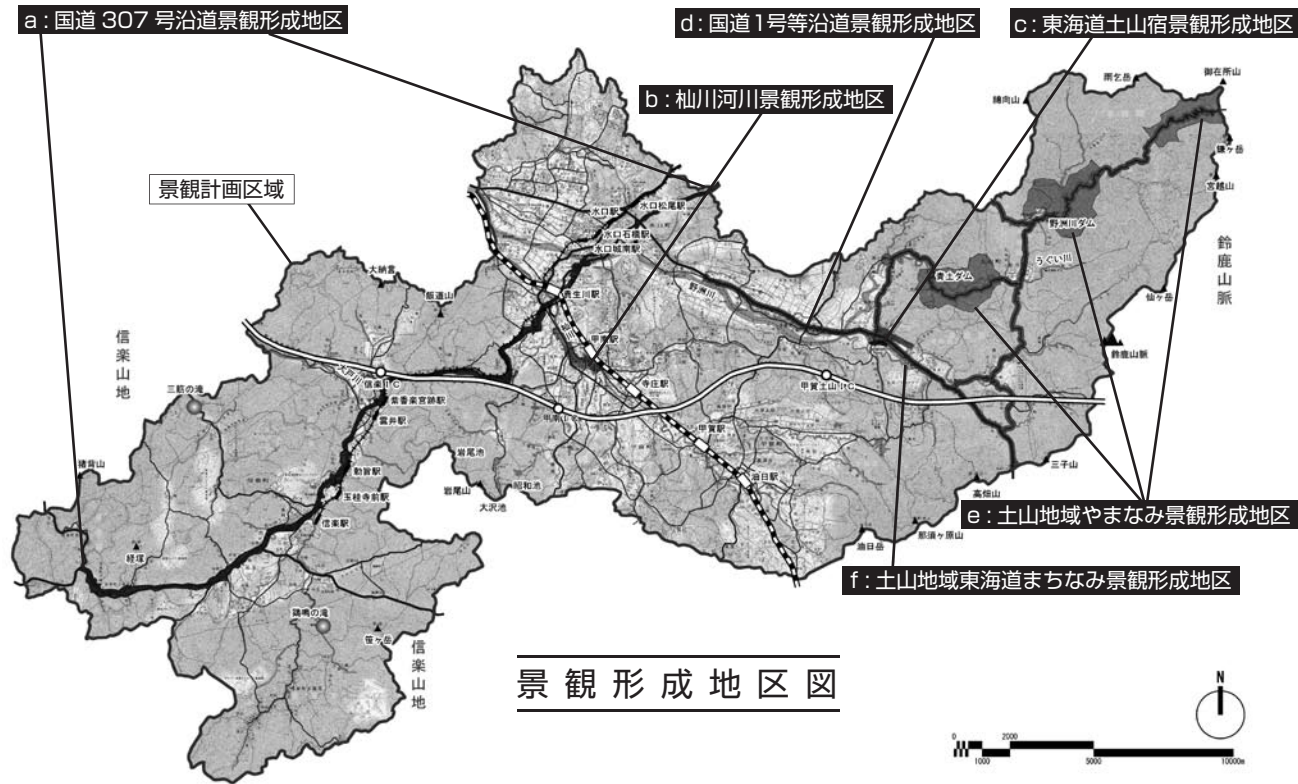


景観に影響を及ぼす恐れのある建築物や
工作物の新築・増築などの行為は市への届出が必要です。
届出の対象となる地区と行為は次のとおりです。



届出の対象となる行為

対象となる範囲		対象となる行為	
甲賀市全域 (下記 景観形成地区以外)	大規模建築物 ※1	新築、増築、 改築又は移転	高さが10m以上のもの 若しくは3階建以上のもの 床面積が1,000㎡以上のもの
		外観を変更する こととなる修繕等	行為部分の面積が10㎡を超えるもの
景観形成地区 ※2	・建築物 ・木材の伐採 ・物件の堆積 ・土地の形状変更	新築、増築、 改築又は移転	<塀・門以外の建築物> ・高さが5mを超えるもの ・床面積が10㎡を超えるもの ・外観の変更の面積が10㎡を超えるもの
		外観を変更する こととなる修繕等	<塀・門の場合> ・高さが1.5mを超えるもの 若しくは長さが10mを超えるもの
		a. 国道307号沿道景観形成地区	
		b. 杣川河川景観形成地区	
		c. 東海道上山宿景観形成地区	
		d. 土山地域国道1号沿道景観形成地区	
e. 土山地域やまなみ景観形成地区			
f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区			

※1 大規模建築物等：建築物で高さ10m以上若しくは3階建て以上若しくは延床面積1,000㎡以上のもの又は工作物で高さ10m以上のもののうち規則で定めるものをいう。(建築物以外でも、工作物の新築等、届出の対象となる行為があります。詳しくは甲賀市景観計画をご確認ください)

※2 景観形成地区：現在の良好な景観を保全すべき地区、あるいは今後地域の特徴を生かした景観形成を重点的に図るべき地区。

問合わせ
都市計画課 03-4600-1
景観係 065-10786
開発指導係 065-10606



計画および各条例等の閲覧場所
市ホームページ、都市計画課、旧支所である土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センターの各窓口

「甲賀市景観計画」を策定

市は、後世に誇れる良好な景観を保全および創造し、快適なまちづくりと市民文化の向上に資するため、平成24年4月に景観法に基づく景観行政団体になり、このたび「甲賀市景観計画」を策定しました。また、これにあわせて「甲賀市景観条例」を改正し、本年10月1日から施行します。

この計画は、市全域を計画区域とし、景観形成地区を指定するなど、地区それぞれに景観形成のルールを定めるもので、市民の皆さまから景観やまちづくりに関する提案をいただきながら、内容を徐々に充実させていく成長型の計画です。今回は、その概要をご紹介します。



★甲賀市景観計画の概要

景観形成基準

建築行為等に際し、建築物等の形態や色彩等に配慮し、周辺景観との調和を図るための基準を定めました。

景観重要建造物・樹木の指定の方針

景観上重要な建造物や樹木を指定し、保全していきます。

屋外広告物の制限

今後、市独自の屋外広告物条例を定め、制限、誘導を行います。

住民主体のまちづくりを応援します

- ① 「まち歩き」や「ワークシヨップ」など地域の景観資産を探す活動を支援します。
- ② 景観まちづくり市民団体に認定されると、市職員や豊富な知識、経験を持つ専門家の助言を得られたり、景観計画の提案ができます。
- ③ 景観重要建造物や樹木の保全のための支援を行います。
- ④ 市民等による景観まちづくり活動を広く周知します。
- ⑤ 良好な景観に資する建築物等を表彰します。

「みんなのまちを守り育てる条例」と「開発許可基準」を改正します

◎まちづくりの基本理念を定め、土地利用に関する手続や基準を定めた条例について、手続が必要となる建築物の高さを景観計画の考えを取り入れます。

★主な改正内容

手続きが必要となる中高層建築物の高さ	
現行	12m以上 (商業地域、工業専用地域は18m以上)
改正	10m以上 (商業地域、工業専用地域は18m以上)

◎開発行為等に関する具体的な基準を定めた手引きの一部を改正します。関連条例の制定や改正に伴うものとおわせて、基準をより具体的にします。

★主な改正内容

- △取扱基準▽
 - ・開発区域の考え方
 - ・許可が不要な開発行為の定義
 - △技術基準▽
 - ・景観条例等に関連するもの
 - ・道路、消防水利、排水、造成、擁壁の基準
- ※詳細はHP等を御覧ください。
□適用日：いずれも本年10月1日